

生活支援課職員の不適切な個人情報の取扱いについて

生活保護を受給しているA様（80代の母親）は、同じく生活保護を受給しているB様（50代の息子）からの身体的暴力を理由に別居していましたが、神奈川区生活支援課の職員（以下「C職員」という）がB様宅を訪問した際に、A様の居所情報を誤って発言してしまいました。

そのため、A様に対して新たな居所への転居を支援し、すでに転居は完了しています。

A様の安全を脅かし、関係する方々に不安を与えてしまったことについて、お詫び申し上げます。今後、区民の皆様にご安心いただけるよう、職員に対して情報の取扱いには細心の注意を払うことをあらためて周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 経過

令和4年9月中旬 C職員がB様宅を訪問した。

B様とのやりとりの中で、A様の安否についてC職員が質問を受ける。

C職員は、A様は元気に過ごしていると返答する際に居所情報を口にしてしまい、そのことに自ら気づく。

その後、職場で報告があり、速やかにA様の状況確認及び関係各機関に注意喚起を行うとともに、A様の安全を最優先に考慮し転居支援を始めた。

10月初旬 新たな居所への転居を支援した。（転居完了）

2 原因

C職員は、A様とB様の両者を担当し生活状況等を把握していましたが、A様の居所情報はB様に秘匿すべき情報であることを認識していましたが、A様の安否に関してB様とやりとりをした際に、思わず居所情報を口に出してしまいました。

3 再発防止策

本件については、A様の担当者を別の職員に変更し、B様を引き続き受け持つC職員にはA様の転居先を伝えず、適切に個人情報を管理できる体制をつくりました。

また、個人情報の取扱いや重要性について、課内全職員を対象にあらためて研修を実施し、対応の徹底を図ります。特に、秘匿性の高い情報を有する事案における注意喚起を徹底し、再発防止に努めます。

お問合せ先

神奈川区生活支援課長 西野 祐介 Tel 045- 411-7100